

研究・イノベーション学会表彰審査委員会規程

(委員の人数)

- 第1条 研究・イノベーション学会は、表彰規程において定められた表彰審査委員会として、論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会を設置する。
- 2 委員会において委員の人数（委員長を除く）は、各6名程度とする。

(委員長の任期)

- 第2条 論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員長の任期は、2年間とする。
- 2 委員長は、再任を妨げない。

(委員の任期)

- 第3条 論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員の任期は、2年間とする。ただし、この規程ができた年に指名された委員の半数については、任期を3年間とし、2年目以降は半数が入れ替わる。
- 2 個々の委員は、同一の委員会に3年間連続して所属することがないようにする。ただし、規程設置当初に指名された3年任期の委員を除く。

(利害関係者の排除)

- 第4条 学会賞及び論文賞の選考において、推薦を受けた個人又は団体と利害関係がある委員は、当該推薦案件の審査に関与しないものとする。
- 2 委員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する利害関係がある委員であると認定する。
- (1) 委員自身が学会賞又は論文賞の授賞対象として推薦を受けた場合
 - (2) 推薦を受けた個人と親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係にある場合
 - (3) 推薦を受けた個人又は団体と事業遂行における緊密な関係がある場合（例えば、審査対象の団体と現に直接的な雇用関係がある場合、審査対象の論文に関する共同研究者又は研究協力者である場合等）
 - (4) 推薦を受けた個人と密接な師弟関係がある場合
 - (5) 推薦を受けた個人又は団体の受賞の可否が委員の直接的な利益につながると見なされる虞のある対立的な関係又は競争関係がある場合

(表彰式)

- 第5条 表彰式は、本学会の年次大会において行う。

(規程の見直し)

- 第6条 本規程の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

※2006年10月理事会にて承認。同日施行。

※2018年10月学会名の記載を変更、第5条を追加。理事会にて承認、同日施行。同年10月総会報告。

※2021年10月理事会にて承認。同日施行。